

国東市LINE公式アカウント活用サービス構築業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

国東市では、令和4年度に策定した「第3次国東市総合計画」により、「暮らしに関する情報を必要な時に得ることができるまち」をめざす姿として取組を進めている。

また、全国的に見ると、デジタルを活用する際に必要となるインターネットなどに接続するための端末について、2022年の情報通信機器の世帯保有率は、「モバイル端末全体」で97.5%であり、その内スマートフォンは90.1%、パソコンは69.0%となっている。(令和5年版情報通信白書 総務省)

本業務は市のLINE公式アカウントを活用し、市民がスマートフォンから簡単に利用できるサービスを提供することにより、市民の利便性・快適性を向上させることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名称

国東市LINE公式アカウント活用サービス構築業務

(2) 業務の内容

別紙「国東市LINE公式アカウント活用サービス構築業務仕様書」(※以下、「仕様書」という)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日(日)まで

※令和6年4月1日から公式アカウントでの全サービスを開始できるようにすること。

なお、各サービスについては、市民への提供が可能となった段階から順次開始すること。

(4) 提案上限額

4,200,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※提案上限額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであり、この金額を超えて提案することができない。提案限度額を超えて提案を行った場合は失格とする。

なお、当該金額は構築費用とし、利用料及び運用保守費用は発生しないものとする。(利用料及び運用保守費用は令和6年度から発生するものとする。)

(5) 業務場所

国東市内

(6) プロポーザル方式等の種別(指名型又は公募型の別)

公募型

3. 公募型プロポーザル方式採用の具体的な理由

国東市LINE公式アカウント活用サービス構築にあたり、「暮らしに関する情報を必要な

時に得ることができるまち」をめざし、市民がスマートフォンから簡単に利用できるサービスを提供することで市民の利便性・快適性を向上させる必要があることから、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から技術提案を募集し、国東市プロポーザル方式又はコンペ方式による契約手続に関する実施要綱(平成21年国東市告示第86号)に基づき一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

4. スケジュール

(1)実施要領の公告	令和5年 8月28日(月)
(2)参加申込書提出期限	令和5年 9月12日(火) 17時まで
(3)参加資格審査結果通知	令和5年 9月14日(木)
(4)質問の受付期間	令和5年 9月15日(金) 17時まで
(5)質問の回答	令和5年 9月20日(水) 17時まで
(6)企画提案書提出締切日時	令和5年 9月22日(金) 17時まで
(7)一次審査(書類審査)の実施	令和5年 9月25日(月)
(8)一次審査(書類審査)結果通知	令和5年 9月26日(火)
(9)二次審査(プレゼンテーション審査)の実施	令和5年10月 3日(火)予定
(10)審査結果(選定結果)通知	令和5年10月10日(火)予定
(11)契約締結日	令和5年10月中旬予定

※スケジュールは予定であり、日程を変更する可能性があります。

5. 公募条件および期間等

(1)公募の方法

国東市ホームページにおいて公募する。

(2)公募期間

令和5年8月28日(月)～令和5年9月12日(火) 17時まで

(3)実施要領及び提案書等の様式の配布場所

国東市ホームページ(<https://www.city.kunisaki.oita.jp/>)

(4)事務局

〒873-0503

大分県国東市国東町鶴川149番地

国東市役所 政策企画課 広報係

電話：0978-72-5008

FAX：0978-72-5022

メール：kouhou@city.kunisaki.lg.jp

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続の申立てがなされていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び国東市暴力団排除条例(平成23年条例第17号)に規定する暴力団員ではないこと。
- (5) 国または地方公共団体から指名停止措置などの行政処分がなされていないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいない法人等。
- (7) 過去3年以内に、他の地方公共団体で同種の業務実績があること。
- (8) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された資格(「プライバシーマーク」または「ISO27001認証」)を有すること。
- (9) 本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有し、本事業の趣旨を十分に理解し、支援なく遂行できること。

7. 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

- ① 提出書類：質問書(様式第7号)
- ② 提出方法：電子メール(受付期限内必着)※必ず到着確認の連絡を行うこと
- ③ 受付期限：令和5年9月15日(金) 17時まで
- ④ 提出先及び連絡先：国東市役所 政策企画課 広報係 ※5.(4)のとおり

(2) 回答

質問に対する回答は、質問者名を伏せて令和5年9月20日(水)17時までに市ホームページに掲載する。

8. プロポーザル参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

参加申込書(様式第1号)・・・1部

※ただし、本市の令和5年度競争入札参加資格者名簿(物品製造等)に登録されている者(以下、「登録業者」という。)以外は、次の①～⑤の書類を提出しなければならない。

なお、期限までに既定の必要書類を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、公募型プロポーザルに参加することはできない。

- ① 登記事項証明書の写し(発行から3か月以内)・・・1部

②納税(完納)証明書…各1部

国東市内に本店又は支店等を有する場合

- ・国税に滞納が無いことの証明(その3の3等)(発行から3か月以内、写し可)
- ・国東市税の完納証明(発行から3か月以内)

国東市内に本店又は支店等を有していない場合

- ・国税に滞納が無いことの証明(その3の3等)(発行から3か月以内、写し可)

③誓約書兼同意書(様式第2号)…1部

④指名停止措置を受けていない旨の申出書(様式第3号)…1部

⑤業務経歴書(様式第4号)…1部

⑥業務実施体制(様式第5号)…1部

⑦仕様書のセキュリティ要件に定める認証等の写し…1部

⑧会社概要が分かる会社案内等の資料…10部

⑨決算書(直近1期分)…1部

(2)提出先

国東市役所 政策企画課 広報係 ※5. (4)のとおり

(3)提出方法

持参又は郵送(提出期限内必着)

※郵送の場合は書留郵便など送付記録が残る手段に限る。

(4)提出期限

令和5年9月12日(火) 17時まで

※持参による場合の受付は、土曜、日曜及び祝日を除く、8時半から17時まで。

(5)参加資格決定の通知

令和5年9月14日(木)

9. 企画提案書の提出

(1)提出書類

①企画提案書(任意様式)…10部

②見積書(様式第6号)…1部

(2)提出先

8. (2)と同じ

(3)提出方法

8. (3)と同じ

(4)提出期限

令和5年9月22日(金) 17時まで

※持参による場合の受付は、土曜、日曜及び祝日を除く、8時半から17時まで。

(5)企画提案書の作成方法

①基本的事項

別紙「国東市LINE公式アカウント活用サービス構築業務公募型プロポーザル提案評価基準」(以下、「評価基準」という)及び仕様書を踏まえ、本事業の目的、要件等を反映した提案内容とすること。

企画提案書は1者1案とする。

②追加機能

仕様書に記載のない事項で、市民の利便性向上や職員の負担軽減に繋がる機能がある場合は記載すること。提案は本業務の委託料の範囲で実施可能か、別途費用が必要か明示すること。別途費用が必要な場合は金額も示すこと。

③業務実施体制

本業務の実施にあたっての取組体制、業務フロー、スケジュール等の全体計画を示すこと。

④セキュリティ対策

セキュリティ対策について記載すること。

⑤サポート体制

令和6年度以降のサポート内容について記載すること。

⑥企画提案書作成時の留意事項

ア) 図や表などを用いて事業内容等を分かりやすく記載すること。

イ) 企画提案書の枚数は制限しない。

ウ) 文字は10.5ポイント以上とし、フォントは任意とする。

エ) 提出書類はA4版片綴じを原則とする。部分的にA3を使用する場合は片袖折とする。

(6) 見積書の作成方法

① 提案に係る見積金額総額を記載すること。(消費税及び地方消費税を含まない)

② 積算根拠の詳細については、本見積書とは別に明細(任意様式)を添付すること。
(消費税及び地方消費税を含んだ金額が確認できるもの)

③ 参考として、令和6年度(単年度)及び令和6～10年度における運用・保守経費についてそれぞれ記載すること。また、その積算根拠の明細(任意様式)を添付すること。

10. 事業者の選定

(1) 審査方法

① 市職員で構成する審査委員会及び事務局において、別紙の「評価基準」に基づき審査を行う。

② 一次審査(書類審査)と二次審査(プレゼンテーション審査)の合計点数が最も高かった提案事業者を受託候補者として選定する。

③ 応募事業者が5者以上あった場合、一次審査(書類審査)の採点順位4位以内の事業者のみが二次審査(プレゼンテーション審査)へ参加できるものとする。

④ 応募事業者が1者であっても二次審査(プレゼンテーション審査)を実施する。

- ⑤合計点数が同じになった場合は、審査委員会の合議により比較審査を行い、順位を決定するものとする。
- ⑥審査の結果、合計点数が評価基準点数全体の50%未満の場合は、順位が1位であっても受託候補者として選定しない。
- ⑦受託候補者が応募資格を満たさないことが判明した場合や、失格事項に該当した場合又はその他の理由で契約の締結が不可能となった場合は、次点の提案事業者を受託候補者とする。
- ⑧審査結果についての異議は一切認めない。

(2) 一次審査(書類審査)

参加申込書等について、事務局において評価基準に基づき審査し、評価点の高い順に順位を決定のうえ二次審査の対象として4者程度を選定する。

なお、一次審査の結果については順位のみ、全応募事業者へ電子メールにて通知する。

(3) 二次審査(プレゼンテーション審査)

①実施日時・会場

日時：令和5年10月3日(火) 予定

会場：国東市役所3階 防災対策本部室

※予定のため、開始時間を含めて詳細は別途連絡する。

②実施時間：各提案事業者45分間程度(説明30分以内、質疑応答15分程度)

③企画提案書の内容に変更が無ければ、企画提案書を投影しての説明も可とする。

また、企画提案書に記載の無い事項の追加提案は認めない。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、選定作業終了後に全ての提案事業者に書面で通知するが、審査経過は公表しない。また、書面通知後に市ホームページにおいて受託候補者の名称を公表する。

(5) その他

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

①提出書類が、提出方法・提出先・提出期限に適合しない場合

②提出書類及び提案内容に虚偽の記載があった場合

③見積金額が提案限度額を超えている場合

④正当な理由なくプレゼンテーション審査に出席せず、連絡が取れなかった場合

⑤審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

11. 契約の締結

(1) 受託候補者と国東市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) その他

- ①契約代金の支払いは精算払いとする。ただし、部分払いが必要な場合は別途協議を行う。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(様式第8号)を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

12. その他

- (1)提出書類は返却しない。
- (2)提案に関する全ての費用は提案者の負担とする。
- (3)提出書類の訂正、差し替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- (4)提出書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。
ただし、情報公開請求があった場合には、国東市情報公開条例に基づき公開される場合がある。
- (5)提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (6)企画提案書及び見積書は企画提案者ごとに1提案に限る。
- (7)提案内容は、契約を締結する際に提案事業者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (8)提案事業者が1者の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を実施し選定の可否を決定する。
- (9)今後、国等における通知や、LINE社側の仕様変更等によりサービス等の運用について変更があった場合は、契約の範囲において運用を満たすよう柔軟に対応すること。
なお、契約金額内での対応が困難な場合には、市と協議を行うこと。